

## 蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要綱

平成20年2月6日付け19生産第7660号  
農林水産事務次官依命通知

一部改正 平成23年4月1日付け22生産第10643号  
一部改正 平成26年3月24日付け25生産第3443号  
一部改正 平成27年4月1日付け26生産第3451号

### 第1 趣旨

蚕糸業については、国内の和装需要の減退、安価な輸入生糸や二次製品の輸入増加等による生糸価格の低迷によって、養蚕農家数及び繭生産量がともに減少傾向にあるが、特に、平成19年度においては、平成18年秋に国内最大手の着物小売業者が倒産したことから、絹織物の取引量が大きく落ち込み、その原料となる生糸の流通量も減少するなど蚕糸・絹業の将来展望に大きな不安や動揺が広がっているところである。

また、国産繭・生糸については、これまで養蚕農家の手取りの9割以上を繭代補てん対策によって支援することにより、国内市場における輸入生糸との競争力を確保してきたところであるが、最近の絹織物業や着物小売業の経営悪化によって国産生糸の販路を確保することにも不安が生じており、従前の繭代補てん対策に依存してこうした経済環境の変化に迅速に対応できなければ、蚕糸業が産業として消滅しかねない緊急事態にある。

このため、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業（以下「本事業」という。）において、養蚕業及び製糸業（以下「蚕糸業」という。）（川上）と絹織物業、生糸流通業、小売業等（以下「絹織物業等」という。）（川下）の連携を推進し、国産繭・生糸の希少性を活かした高品質な純国産絹製品づくりを通じて、蚕糸業の再生と持続的発展を図ることとする。

### 第2 事業の実施体制等

蚕糸業と絹織物業等の全国的な連携を推進するため、以下の措置を講ずる。

#### 1 提携支援基金の設置

- (1) 蚕糸業及び絹織物業等に関する専門的な知見や能力を有する民間団体（以下「提携支援団体」という。）を公募し、当該民間団体に本事業を行わせるための蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金（以下「提携支援基金」という。）を設置する。また、提携支援基金は国の補助金及び提携支援団体の資金をもって造成する。
- (2) 提携支援団体は、提携支援基金の名称、提携支援基金の額、国費相当額、提携支援基金による本事業の概要、本事業を終了する時期、本事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法を公表するものとする。

(3) 提携支援団体は、提携支援基金を本事業以外の用途に使用してはならない。

## 2 蚕糸・絹業関係団体等の連携

提携支援団体は、本事業を円滑に実施するため、蚕糸関係団体と絹織物業団体等との連携体制を構築する。

## 3 提携支援団体の業務

本事業に係る提携支援団体の業務の内容及び運営については、以下のとおりとする。

### (1) 業務の内容

第3の1の(1)の 及び に規定する事業の実施

第3の1の(1)の 及び第3の2に規定する事業を行うために必要な経費に対する補助

及び に附帯する業務

### (2) 業務方法書の作成

提携支援団体は、(1)に定める業務を実施するための業務方法書を、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定めるところにより作成する。

により作成した業務方法書は、生産局長の承認を受けるものとする。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

### (3) 提携支援基金の管理

提携支援団体は、提携支援基金に係る経理について、特別の勘定を設けて、他の業務に係るものと区分するとともに、国の補助金に係るものと提携支援団体の資金に係るものとを区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、本事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

提携支援団体は、提携支援基金の管理から生じた果実は、提携支援基金に繰り入れるものとする。

## 第3 事業内容

### 1 蚕糸・絹業提携システム形成支援事業

#### (1) 事業の内容

当該事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

提携システム構築コーディネート事業

蚕糸・絹業提携システムを構築するため、川上・川下における情報の収集・提供、提携システムの構築に取り組む養蚕農家、製糸業者、絹織物業者等に対する相談対応、養蚕、絹織物等の主産地における蚕糸・絹業情報交換会

の開催等の事業を実施する。

#### 提携システム構築バックアップ事業

輸入品と差別化された純国産絹製品づくりに必要な、養蚕用資材の安定供給体制の整備、純国産絹製品の製造や販売を行うまでの準備期間における製品の試作や試験販売、純国産絹マークの普及等の事業を実施する。

#### 純国産絹製品づくり条件整備事業

##### ア 稚蚕共同飼育所の再編整備

輸入品と差別化された純国産絹製品づくりに必要な小ロット・多蚕品種飼育、広域配蚕に対応し、稚蚕の効率的かつ安定的な供給を図るため、稚蚕共同飼育所の再編整備等に必要な経費を助成する。

##### イ 稚蚕の安定供給

養蚕作業の省力化・効率化を図るため、稚蚕共同飼育所において1令から3令までの蚕を飼育するのに必要な経費を助成する。

##### ウ 機械・機材の整備及び技術実証

輸入品と差別化された純国産絹製品づくりに必要な特殊生糸等繰糸機、小ロット対応繰糸機、特殊乾繭用装置等の機械・機材の整備及びこれらの機械・機材を用いた技術実証に要する経費を助成する。

#### (2) 事業実施主体

(1)の ア及び イの事業は、提携支援団体が実施するものとする。

(1)の ウの事業は、農業者が組織する団体、製糸業者又は提携支援団体が生産局長に推薦し、生産局長の認定を受けた団体が実施するものとする。

(1)の ア及び イの事業は、製糸業者、絹織物業者、流通・小売業者等のうち1以上の事業者及び養蚕農家により構成され、共同して純国産絹製品づくりに取り組む任意組合及び事業協同組合が実施するものとする。

#### (3) 補助率

(1)の ア及びウについては1/2以内とし、その他の事業は定額とする。

## 2 蚕糸・絹業提携システム確立対策事業

### (1) 事業の内容

当該事業は、蚕糸業（川上）と、絹織物業等（川下）が提携して、消費者に評価される、国産繭・生糸の特長・希少性を活かした高品質な純国産絹製品づくり及び蚕や繭の新たな用途に取り組む場合の初度的経費を助成する。

### (2) 事業実施主体

当該事業の事業実施主体は、製糸業者、絹織物業者、流通・小売業者等のうち1以上の事業者及び養蚕農家により構成され、共同して純国産絹製品づくりに取り組む任意組合及び事業協同組合とする。

( 3 ) 提携システム確立事業計画の策定・承認

事業実施主体は、別に生産局長が定めるところにより、共同して提携システム確立事業計画書を策定し、提携支援団体の承認を受けなければならない。

( 4 ) 補助率

本事業の補助率は別に生産局長が定める基準に従い、定額とする。

#### 第4 事務手続

##### 1 事業計画の策定、承認及び助成金の交付決定

( 1 ) 提携支援団体は、第3の1の( 1 )の 及び の事業を実施するに当たり、事業計画を策定しなければならない。

( 2 ) 第3の1の( 1 )の 及び第3の2の事業実施主体は、事業を実施するに当たり、提携支援団体から事業計画の承認及び助成金の交付決定を受けなければならない。

( 3 ) 提携支援団体は、( 1 )の事業計画を策定した場合及び( 2 )の承認又は交付決定を行う場合に当たっては、あらかじめ、生産局長に協議しなければならない。

( 4 ) 事業計画又は助成金の内容の変更については、( 3 )の規定を準用する。

##### 2 助成金の請求

第3の1の( 1 )の 及び第3の2の事業実施主体は、提携支援団体に対し、交付決定を受けた助成金の支払の請求を行う場合は、生産局長が別に定めるところによるものとする。

##### 3 助成金の交付

( 1 ) 提携支援団体は、事業実施主体からの助成金の支払請求を受けた場合は、速やかに交付決定の範囲内で助成金を支払うものとする。

( 2 ) 提携支援団体は、提携支援基金から事業実施主体に対して助成金を交付するときは、他用途使用の禁止、取得財産の処分制限等の条件を付するものとする。

#### 第5 事業の実績報告

1 第3の1の( 1 )の 及び第3の2の事業実施主体は、毎年度事業の実施状況について、提携支援団体に報告するものとする。

2 提携支援団体は、第3の1の( 1 )の 及び の事業実施状況の報告書を作成し、1と併せて、毎事業年度ごとに、生産局長に報告するものとする。

3 提携支援団体は、提携支援基金を廃止するまでの間、毎年度、提携支援基金の額(残高及び国費相当額)、本事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、提携支援事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合(「補助金

等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)の「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算定根拠、提携支援事業の目標に対する達成度を、提携支援基金の決算確定後速やか(別途指示がある場合はこれによること)に生産局長に報告するものとする。

## 第6 事業の終期及び見直し

- 1 本事業の実施期間は、平成19年度から平成28年度までとする。また、提携支援団体は、平成27年度において本事業の効果を検証し、本事業のあり方の見直しを行う。
- 2 提携支援団体は、提携支援基金の額が本事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は農林水産大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合において、事業に使用される見込みのない残額が基金にあるときは、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。
- 3 提携支援団体は、1の見直しに際して、資金に係る事項を生産局長に報告するとともに、その内容を公表するものとする。
  - (1) 資金の名称
  - (2) 資金の額及び国庫補助金相当額
  - (3) 蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業の概要
  - (4) 資金の保有割合並びにその算出に用いた算式及び数値
  - (5) 事業を終了する時期
  - (6) 事業の目標及びその達成度
  - (7) 定期的な見直しの時期及び見直しの概要

## 第7 その他

- 1 生産局長は、本事業を適切かつ効率的に実施するため、提携支援団体に対し、基金基準の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、基金基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定める。

## 附 則

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。